平成２３年（フ）第７８２号
神戸市中央区加納町３丁目１番20―512号
債務者　冨田加奈子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０５号
神戸市長田区北町１丁目49番地　701号、住民票上の住所兵庫県小野市市場町336番地の３
債務者　岸本　和也
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４６号
神戸市灘区中郷町２丁目２番12―308号
債務者　再田　千秋
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７５号
神戸市灘区岩屋北町５丁目１番５―404号
債務者　竹内　祥子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９７号
神戸市灘区千旦通２丁目２番16号
債務者　西村小百合（旧姓伊原）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２８号
神戸市垂水区狩口台６丁目４番３―305号
債務者　野村　昭子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８６号
神戸市長田区堀切町13番８号
債務者　岡田　裕幸
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８９号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅73号棟305号
債務者　前川　朝子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２５号
神戸市兵庫区門口町１番７―705号、従前の住所神戸市兵庫区中道通６丁目３番15号
債務者　菅田　一郎
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２９号
神戸市須磨区西落合４丁目１番226―104号
債務者　田坂ヨリ子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２号
鹿児島県垂水市海潟537番地６
債務者　神村千鶴子（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
鹿児島県垂水市二川1079番地２
債務者　森　　涼子（旧姓中元）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿屋市王子町4204番地２
債務者　木山　正真
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
神奈川県逗子市池子２丁目11番14号
債務者　池田亜紀子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９９号
神奈川県逗子市久木１丁目９番29号　ハイムＹＯＵ＆Ｉ202
債務者　大隅　　歓
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４４９号
熊本市出水８丁目29番56号　コーポ西岡２階２号室
債務者　河合　佳典
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４６８号
熊本市南坪井町９番９号
債務者　富永　幸治
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９６号
熊本市九品寺３丁目13番11―106号
債務者　松本　宗子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部